

## 請 書 (案)

役務名 国立大学法人山口大学宿舎管理業務

代金額 1日当たり 金 円 (うち、消費税及び地方消費税額 円)

消費税は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規程に基づき、代金額に110分の10を乗じて得た額である。なお、当該法令の改正により本体価格に乗すべき乗数の変更があった場合は、改正された法令により定められた乗数を乗ずるものとする。

上記の業務を上記の代金額で別紙仕様書に基づき下記によりお請けします。

### 記

1. 請負期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
2. 代金額の請求は、当該月末で締め切り、速やかに請求書を山口大学財務部契約課に送付するものとする。
3. この契約についての一般的約定事項は、別記の国立大学法人山口大学業務請負契約基準によるものとする。
4. この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、双方協議して定めるものとする。

令和 年 月 日

国立大学法人山口大学 御中

請負者